

改正道路交通法により、電動キックボード等を想定した新たな区分「特定小型原動機自転車（以下、『特定小型原付』）」が設けられるまで 10 日ほどとなりました。
先月のメルマガでは、「特定小型原付」利用上の留意点（駐車場所、歩道通行する際のルール）を取り上げました。
今回はこれまであまり注目されておらず、且つ誤解を招きやすいポイント “道路上の通行場所” に焦点を当てます。

「特定小型原付」は巷間では“道路の左側を通行するもの”と理解されているようですが、ここに落とし穴があります。
進行方向の道路左に設けられている「路肩」と「路側帯」で、通行方法が異なるのです。

「路肩」とは、歩道が設けられている場合の車道外側線（道路または車道の路端寄りに引かれている区画線）と歩道の間を指します。
ここは車道の一部であり、バイク、原付及び自転車は通行可能です。

一方「路側帯」は、歩道がない道路の車道外側線より左の部分にあたります。
路側帯は、歩道のない道路で歩行者が通行する場所です。
自転車は通行できますが、バイクや原付の通行は禁止されています。
（白い 2 本の実線がある場合は「歩行者用路側帯」となり、歩行者以外は通行できません。）

さて「特定小型原付」は“原付”にあたりますので、上述の通り「路肩」は通行できます。
ただし「路側帯」については、時速 6km を超える速度を出すことができないこと等が定められた「特例特定小型原動機付自転車（以下、『特例特定小型原付』）」でないと通行できません。
この場合、「特定小型原付」から「特例特定小型原付」へのモード切替が必要（一旦停止の上）で、歩行者の通行は妨げてはいけないことになっています。

留意していただきたいのが、「特定小型原付」として「路肩」を通行していた状況から、「路側帯」のある道路に進入した状況での対応です。
この段階でそのまま車道外側線の左側を通行すると、「特定小型原付」で「路側帯」を通行してしまう交通違反になります。
このケースでは、通行場所が「路側帯」に変わる前に一旦停車し、「特例特定小型原付」にモードを変更して「路側帯」を通行するか、
または「特定小型原付」として車道外側線の右側（車道内）を通行するかを選択する必要があります。

ご参考）警視庁ホームページ：特定小型原動機付自転車のルール等 「特定小型原動機付自転車の通行する場所」欄をご参照
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric_mobility/electric_kickboard.html

尚当財団では、交通安全指導を担当される先生方などを対象に、電動キックボードをテーマとした研修会の開催を予定しています。
以下 URL にて、お申込みを受け付けています。定員数まで残り僅かとなりましたので、お申し込みはお早めに。

<http://jaef.or.jp/5-kensyu/pdf/%E4%BB%A4%E5%92%8C5%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%AC%AC3%E5%9B%9EJAEF%E7%A0%94%E4%BF%AE%E4%BC%9A%E3%81%AE%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85.pdf>

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信

2. SNSでのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyouiku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>